

令和八年九月十一日

秋田県教育委員会規則第十六号

秋田県立特別支援学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する

別表（第二条関係）

略	学校	
	高等部	
	普通科	
	三年	
	四〇	
	略	

略	学校	
	高等部	
	普通科	
	三年	
	四八	
	略	

附 則
この規則は、令和九年四月一日から施行する。